

社会資本総合整備計画 事後評価の要点

○社会資本総合整備計画とは

国からの補助金や交付金を活用して事業を実施しようとする地方自治体は、「社会資本総合整備計画」を作成し、国土交通大臣大に提出する必要があります。

本市の下水道事業においては、平成28年度から平成32年度（令和2年度）の5年間で整備計画を作成し、市街化調整区域の未普及地区における污水管渠整備を社会資本整備総合交付金に、浸水・浸水軽減対策、地震対策、長寿命化対策を防災・安全交付金に位置付けて、整備を行ってまいりました。

○事後評価とは

公共事業の実施に当たっては、効率的・効果的な事業の執行、その過程の透明性・客観性の確保、事業主体等による説明責任が求められることから、整備計画の事業期間終了時には、当初に設定した目標に対する実現状況等を評価することが義務付けられており、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出することになっています。

○5年間の実績

防災・安全交付金により実施した事業

- ・ 浸水対策のための工事及び実施設計 16箇所
- ・ 浸水被害軽減のための実施設計及び工事 2箇所
- ・ 重要な下水道管の点検及びカメラ調査 L=43.9 km
- ・ 災害用トイレの整備 4箇所

資料3-1

社会資本総合整備交付金により実施した事業

- ・ 污水管整備のための計画策定 1件(市域全体)
- ・ 污水管整備のための実施設計 3箇所

資料3-2